



基金訓練の適正な運営の確保を図るための取組 ～基金訓練の認定基準の改正～

- 中央職業能力開発協会では、平成21年7月から「緊急人材育成・就職支援基金」により、雇用保険を受給できない方に対して、職業訓練の機会を受講料無料で提供（基金訓練）するとともに、訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）の給付（訓練・生活支援給付金）を行っております。
- 基金訓練については、事業開始以来、訓練ニーズを踏まえたコースの開拓等の積極的な取組により、訓練設定数等の実績については大きく伸長しているところです。今般、就職支援の充実等訓練の質の一層の向上を図ることにより、基金訓練の適正な運営を確保するため、本日（8月9日）、基金訓練の認定基準の改正を行い、8月30日から施行します。

【改正のポイント】

- ① 訓練実施機関が実施する就職支援について充実・強化を図ること
- ② 既に実施されたコースの就職実績や苦情の発生状況等の訓練実施状況について、次回以降の訓練の質の改善等に繋げる仕組みを設けること

- 詳しくは JAVADA ホームページ
JAVADAトピックス（平成22年8月9日）
- <http://www.javada.or.jp/topics/pdf/h20100809-3.pdf>

検索

担当：中央協会
訓練・就職支援部
計画認定課
斎藤（さいとう）
TEL 03-5800-3591
FAX 03-5800-3726

JAVADAの主な業務紹介

- 「ものづくり・技能の継承と発展」 ● 「職業能力評価制度・試験の開発と実施」
- 「国際協力の推進」 ● 「キャリア形成の支援」 ● 「能力開発に役立つ情報の発信」

<http://www.javada.or.jp/>

（※当ニュースの送付先等に変更がある場合は、お手数ですがご連絡頂きますようお願いいたします。）